

平成 21 年 6 月 22 日

各 位

福岡市中央区草香江一丁目 7 番 16 号  
キューサイ株式会社  
代表取締役社長 藤野孝  
( 本件に関するお問い合わせ先 )  
経営企画室 T E L (092)724-0179

### コンプライアンス強化に向けた取り組みについて

このたびは、弊社が、広告主としてウイルコらによる郵便制度の不正な利用に関わっていた事実につきまして、お客様をはじめ、多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社では、高い意識でのコンプライアンス実現を目指してまいりました。しかし、郵便制度の不正な利用に関わる意図は全くなかったとはいえ、このような事態になりましたことは、社内体制のさらなる強化や、コンプライアンス意識の徹底等、改めて早急に見直す必要があるものと真摯に受け止めております。

そのため、再発防止のために、コンプライアンス体制のさらなる強化等、社内組織体制の再構築に努めることを表明させていただいておりますが、今般、その具体策をまとめましたので、ご報告させていただきます。

再発防止策の骨子と具体的内容は、以下の通りです。

#### 【骨子】

1. グループ会社まで含めた経営陣および社員全員の意識変革の実現
2. コンプライアンス委員会の強化
3. 広告宣伝媒体および発送形態の監視体制強化

#### 【具体的内容】

1. グループ会社まで含めた経営陣および社員全員の意識変革の実現

社会への責任に対する弊社の姿勢を社内外へ明確にするため、全グループ社員へ配布しておりますコンプライアンスマニュアルに記載の「コンプライアンス方針」をホームページ上に掲載し、社会へのお約束をいたします。法令の遵守はもとより、高い倫理観に基づく社会の常識やルールに照らし合わせ、判断ができる社風を実現してまいります。「社会常識の観点で考えておかしくないだろうか?」「少しでも不信な点があれば、徹底的に調査し、どんな細かい問題も見逃さない」という意識を社員ひとりひとりにいた

るまで、浸透させます。これにより、経営陣および社員全員が一丸となって、お客様をはじめ広く社会に必要とされる存在を目指し、経営理念の実現を図りたいと考えます。今後も、常日頃から社員全員に対して、経営陣からその重要性を説明することにより、継続的に周知を図ってまいります。

また、弊社の明文化された社風（行動規範）についても、さらに理解が深まるよう、見直しを実施してまいります。

#### 【コンプライアンス方針】

私たちキューサイグループ社員は、法と倫理に基づく社会を尊重し、法令ならびに社会ルールの遵守を最優先し、高い倫理観をもった企業活動により経営理念の実現を目指します。

- 1 キューサイグループ社員として、社会的責任と公的使命をまっとうします。
- 2 良質安全な商品とサービスの提供をお客様へ約束します。
- 3 法令、高い倫理観に基づく社会の常識を遵守します。
- 4 業務上必要なあらゆる法令・社内規程を遵守し、日々その知識を習得します。
- 5 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶します。また、不当要求には組織全体で対応し、担当社員の安全を確保します。
- 6 社会との良好なコミュニケーションを大事にします。
- 7 「見て見ぬふり」は絶対にしません。

#### 2. コンプライアンス委員会の強化

弊社では、コンプライアンスの徹底を図るための組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、年4回の定例委員会のほか、必要に応じた臨時開催を行っております。同委員会においては、(1)年間コンプライアンス策に関する計画の決定、(2)コンプライアンス違反があった場合の調査及び是正計画の決定、(3)コンプライアンス違反の予防計画の決定、(4)コンプライアンス方針、コンプライアンスマニュアルおよび関連規程のレビュー、(5)その他コンプライアンスに関する事項、を決議しております。

この委員会を、さらに強化するために、今後は外部の識者等を委員として招聘し意見交換についても活発に行うとともに、広告宣伝媒体の監視体制以外についてもコンプライアンス違反をしない組織および仕組みの構築も行ってまいります。

#### 3. 広告宣伝媒体および発送形態の監視体制強化

弊社では、新規の販売施策の企画・立案を担当する「営業本部」が、広告宣伝物などを作成し、広告宣伝物の妥当性を 法務・総務部、品質保証室、及び 開発室から構成される「考査審議室」が審議することとしております。

「考査審議室」では、今回問題となった郵便による広告に限らず、テレビ媒体や商品

送付時の同梱物など全ての販促物について、販促物自体を審査対象として、弊社の商品に関する薬事法その他の法的規制、表現や表示の正確性などを多角的に審議しております。

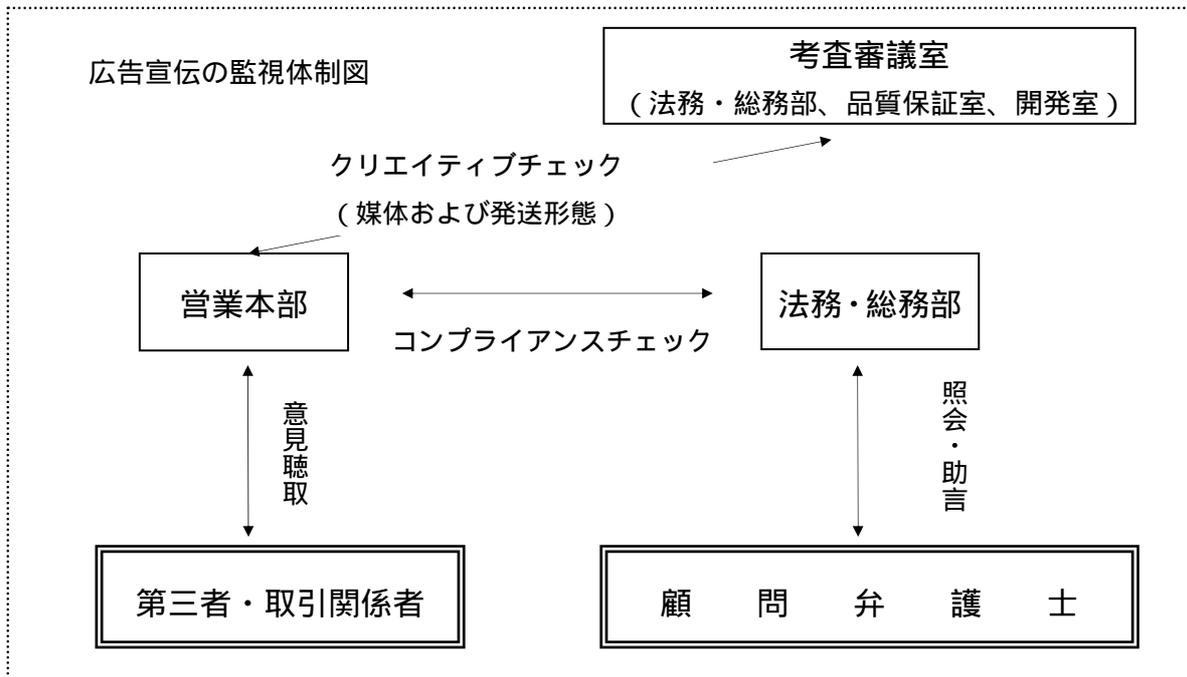
今般の事件に対する反省から、弊社は、上記の業務を以下のとおり見直します。

(1) 営業本部について

「営業本部」は、広告郵便物等の現在利用しているもの以外での発送形態を含めた新規の販売施策を実行するに先立って、施策内容につき第三者や取引関係者からの意見聴取（社外の視点によるチェック）を行い、取引の実態・利害関係を最終取引先まで完全に把握した上で、必ず法務・総務部へのコンプライアンスチェックを行うこととし、僅かでも疑念の余地があれば更に法務・総務部は弊社の顧問弁護士に照会するなど、万全の監視体制を備えることと致します。

(2) 審査審議室について

「審査審議室」は、販促物自体のみならず、販促物が制作されてからお客様にお届けするまでのプロセスの全体について（即ち、郵便等の手段の妥当性まで含めて）審査の対象とするものと致します。また、「審査審議室」はコンプライアンス委員会の諮問機関として営業上の要請とは異なった観点から独立した審議を行うことができる組織として社内規程上確立することで、監視体制をより一層強化致します。



以上

コンプライアンス体制図（審査審議室の位置付け）

